様式1

(1)措置済(別表改正済等)

特区=1 全国=2	「法」「政令」 「省令等」の別		特区名	提案概要	法令等(各省訂正後)	改正の概要	スケジュール	備考	省庁
1	法	308	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	農業用貨物自動車の車検期間の延長	道路運送車両法第61条	総合特別区域法において道路運送車両法の特例を設けることとし、具体的には、「農業用貨物自動車」について、車検を行ってから1年を経過する前に指定整備制度を活用して法定点検を行い、安全が確認されれば、車検期間を1年伸長できる規定を設けることとする。	平成25年通常国会にて、総合 特別区域法一部改正済み(平 成25年6月17日成立)		国土交通省
2	省令等	19	アジアヘッドクォーター特区	域内電源保有率の引き下げ	審査基準の改定(4月2日付施行済み)	特定電気事業については、自ら保有する電気工作物の供給能力によりその 供給地点の需要の5割以上に応じることを可能とするよう改正。反映	平成24年4月2日付施行済み		経済産業省
1	省令等	31	アジアヘッドクォーター特区	ビジネスジェットの使用手続簡略化(駐機制限の緩和)		東京国際空港におけるジェネラルアビエーション機(ビジネスジェット含む)の 連続駐機可能日数を、7日間から10日間に延長することとする。	平成24年6月28日に改正通達 を発出	なお、周知期間、申請期間等を考慮し、 改正通達に基づく運用は平成24年9月1 日より開始した。	国土交通省
1	法	35	アジアヘッドクォーター特区	①船舶運行事業者に対する要件の緩和【羽田〜MICE会場間の航路】 ②船舶運行事業者に対する要件の緩和【パレットタウン発着船】	海上運送法第21条の2	海上運送法第21条の2で禁止している旅客不定期航路事業者による二地点間の乗合旅客の運送が可能となるよう特例を設ける。	平成25年通常国会にで、総合 特別区域法一部改正済み(平 成25年6月17日成立)	①特区内で対象となる航路は、国と地方の協議の結果に基づき別途定める。 ②地方自体と協議の上、本件については提案が取り下げられた。	国土交通省
2	省令等	355	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	航空機製造に係る輸入品の関税のフリーゾーン化		①自治体が要望している「現行免税手続の簡素化」のうち、「減免税物品に関する帳簿」の省略については、関税管定措置法基本通達に定める様式に 拘らず、関税暫定措置法施行令で求めている事項が記載された社内帳簿等 の利用を可能とする(基本通運を改正)。 ②また、輸入後に税関が行う事後確認の簡略化については、過去の確認実 績に応じて柔軟に実施することとする(①の基本通達改正にあわせ、運用面 の措置を行う)。	平成24年6月29日に基本通達 を改正		財務省
2	政令	360	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	既存工場増築に関わる建築規制の緩和		既存不適格建築物について、増改築部分が現行基準に適合し、既存部分が現行基準に準ずる基準(耐震診断基準等)に適合する場合等には、既存部分の延べ面積の2分の1を超える大規模な増改築を可能とする。			国土交通省
1	法	708	関西イノベーション国際戦略総合特区	国有財産法等の特例(旧「私のしごと館」の無償譲渡)		総合特区法の改正により、指定自治体が提案している国有財産の譲与ができるようにする。	平成25年通常国会にて、総合 特別区域法一部改正済み(平 成25年6月17日成立)		厚生労働省
1	省令等	781	関西イノベーション国際戦略総合特区	薬監証明の電子化、簡素化のための医薬品等輸入監視要領 の緩和	「医薬品等輸入監視要領の改正について」別添「医薬品等輸入監視要領」 平成22年12月27日付け薬食発第1227第6号厚生労働省医薬食品局長通知「医薬品等輸入監視協力方依頼について」別派子薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱要領」	⑤人阪祝寅は、闽至行区協議会から徒供されたハーソナルコンピューダーの画面上で、近畿厚生局で確認を行った輸入報告書(薬監証明)に関する	平成25年2月に特例措置通知 を発出 平成25年4月から薬監証明電 子化実証実験開始		厚生労働省
2	省令等	543	グリーンアジア国際戦略総合特区	70Mpa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備	7条の3及び関係例示基準	平成24年11月26日付け経済産業省令第85号により、一般高圧ガス保安規 則等を改正し、70MPa水素スタンドに係る技術基準を制定した。また、平成 24年12月26日付け20121204商局第6号等により、一般高圧ガス保安規則等 の例示基準を改正し、70MPa水素スタンドに係る例示基準を制定した。			経済産業省
2	省令等	547	グリーンアジア国際戦略総合特区	圧縮水素運送自動車用複合容器・附属品に対する刻印方式 の特例の創設	容器保安規則第37条、容器保安規則細目告 示 第33条	本提案については、提案の内容の通りに、容器保安規則及び容器保安規則 細目告示を改正。	平成23年3月28日付施行済み		経済産業省
2	省令等	549	グリーンアジア国際戦略総合特区	セルフガソリンスタンドとセルフ水素スタンドの併設を可能とする。	危険物の規則に関する政令 第17条 危険物の規制に関する規則 第27条の5、第 28条の2の7	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成24年総務省令第49号)を平成24年5月23日に公布・施行し、セルフガソリンスタンドと水素スタンドの併設が可能となるよう技術基準の改正を行ったところ(該当条文:第28条の2の7)。		※様式2(経産省分)あり	総務省
2	省令等	555	グリーンアジア国際戦略総合特区	例示基準に記載された使用可能鋼材の拡大	一般高圧ガス保安規則第6条第1項第14号、関 係例示基準	一般高圧ガス保安規則等の例示基準を改正し、70MPa水素スタンドで安全に使用可能な鋼材を例示した。	平成24年12月26日付施行済み		経済産業省

様式1

THE COMP.	מניר בשניו		1、117、週注寺の以正寺が兄込まれ	(A)				1来エし!
特区=1 全国=2	「法」「政令」 「省令等」の別	特区名	提案概要	法令等(各省訂正後)	改正の概要	スケジュール	備考	省庁
2	法	561 グリーンアジア国際戦略総合特区	廃棄物の広域収集運搬に関する特例措置の規制改革	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に 関する法律	使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とするもの。 具体的な対象品目や認定の基準等については、政省令で規定している。	法案は平成24年通常国会にて 成立(8月3日)。政省令につい ては平成25年3月6日に公布。 平成25年4月1日より施行済 み。		環境省
2	法	623 レアメタル等リサイクル資源特区	一般廃棄物収集運搬業の許可取得要件の緩和	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に 関する法律	使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とするもの。 具体的な対象品目や認定の基準等については、政省令で規定している。 なお、再生利用されることが確実であると市町村長又は都道府県知事が認 めた一般廃棄物又は産業廃棄物については、再生利用指定制度による市町村長又は都道府県知事の指定を受けることで、収集・運搬を業として行う 者の廃棄物処理業の許可が不要となる特例があり、こうした制度を活用する 方法も考えられる。	法案は平成24年通常国会にて 成立(8月3日)。政省令につい では平成25年3月6日に公布。 平成25年4月1日より施行済 み。		環境省
2	法	624 レアメタル等リサイクル資源特区	産業廃棄物収集運搬業の許可取得要件の緩和	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に 関する法律	使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とするもの。 具体的な対象品目や認定の基準等については、政省令で規定している。 なお、再生利用されることが確実であると市町村長又は都道府県知事が認めた一般廃棄物又は産業廃棄物については、再生利用記書による市町村長又は都道府県知事の指定を受けることで、収集・運搬を業として行う者の廃棄物処理業の許可が不要となる特例があり、こうした制度を活用する方法も考えられる。	法案は平成24年通常国会にて 成立(8月3日)。政省令につい ては平成25年3月6日に公布。 平成25年4月1日より施行済 み。		環境省
2	法	625 レアメタル等リサイクル資源特区	一般廃棄物の処分の委託基準の緩和	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に 関する法律	使用済小型電子機器等について、国の認定を受けた者又はその委託を受けた者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を不要とするもの。また、これらの者に市町村が使用済小型電子機器等を引き渡す場合は、廃棄物処理法施行令第4条第1項第9号の通知等の事務は不要と整理している。			環境省
1	省令等	386 持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区	平成7年6月13日付け自旅第138号各地方運輸局長・沖縄総合事務局長あて運輸省自動車交通局長通達4(1)1)に規定する2年以上の他車種でのレンタカー事業経営実績要件の緩和	通達「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて」(平成7年自旅第138号)	過疎地有償運送を行う特定非営利活動法人が自家用マイクロバスによるレンタカー事業を行うに当たっては、旅客自動車運送事業経営類似行為の防止策として、提案自治体における旅客自動車運送事業経営類似行為の防止、啓発パンフレットの作成やマイクロバスの運転者情報の事前収集等の措置が講じられていること、貸渡実績の報告や車体表示を適切に行わせることにより、使用目的を客観的に把握できる措置等を講じた上で、平成7年6月13日付け自旅第138号各地方運輸局長・沖縄総合事務局長あて運輸省自動車交通局長通達4(1)①に規定する2年以上の他車種でのレンタカー事業経営実績要件を、総合特区内において、緩和する。	亚成25年2月21日付け海湊に		国土交通省
2	省令等	506 健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	市民に対する買物支援サービスの取扱い品目に酒類追加	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達(法令解釈通達)第2編第10条第10号関係の10	酒類販売媒介業免許における経営基礎要件の一つである取扱能力の基準 数量(年平均取扱見込数量)について、当該数量の多寡に関わらず、「予定 している媒介業を継続して行う見込みがある者」等は、取扱能力を有するこ と者とする。	平成24年6月1日に法令解釈 通達を改正(同年9月1日から 適用開始)		財務省
2	法	58 栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造 特区	水利権協議の簡素化	河川法第23条等	既に水利使用の許可を得た農業用水等を利用する小水力発電(従属発電)について、現行の水利使用の許可制度に代わり、登録制を導入。	平成25年通常国会にて、河川 法改正済み(平成25年6月5 日成立)		国土交通省
1	省令等	983 畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区	電気事業法小出力発電設備	電気事業法第38条第1項及び第2項、電気事業法施行規則第48条第4項第4号	本特区に限り、内燃力を原動力とする火力発電設備に係る一般用電気工作物の範囲を、「出力10kW未満」から「出力20kW未満」に改正。	平成25年3月29日付施行済み		経済産業省
1	省令等	拍の葉キャンパス「公民学連携による自律した都 市経営」特区	リハビリテーション事業所における地域の包括的疾病予防・ 介護予防拠点の創設	省老人保健福祉局企画課長通知)、	(介護予防)訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の指定地方公共団体の長が認めるものであれば、指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の開設許可を緩和する。 - ・指定(介護予防)居宅療養管理指導事業所から離れた場所であっても、指定(介護予防)居宅療養管理指導事業所の歯科医師との密接な連携を確保し、指定(介護予防)居宅療養管理指導事業所の歯科医師との密接な連携を確保力方公共団体の長が認めるものであれば、当該場所から歯科衛生士が指定(介護予防)居宅療養管理指導を行うことを可能とする。			厚生労働省

様式1

	3 E 19 18		1、日1、過是中心以上 中// 光起の					1876
特区=1 全国=2	「法」「政令」 「省令等」の別	特区名	提案概要	法令等(各省訂正後)	改正の概要	スケジュール	備考	省庁
1	省令等	1003 とやま地域共生型福祉推進特区	就労継続支援B型事業所に関する規模要件の緩和	就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、 B型)における留意事項について(平成19年4 月2日付け障障発第0402001号度生労働省社 会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通 知)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 就労継続支援B型事業における施設外就労の要件について、事業所内での 就労継続支援B型事業の延長として施設外就労を行う形態ではなく、施設 が継続支援B型事業の延長として施設外就労を行う形態ではなく、施設 自立及び社会参加に資するものと認められる就労継続支援B型事業所は、 施設外就労1ユニットあたりの最低定員を1人以上とするとともに、利用定員 の100分の70を超えて施設外就労を行うことができる取扱いとする。			厚生労働省
2	省令等	141 ふじのくに先端医療総合特区	責任者設置要件の緩和	薬事法	新規に医療機器の製造販売業の許可申請と同時に承認申請を行う場合、 承認申請時には総括製造販売責任者の雇用を要さない旨について通知す る。	平成24年8月通知発出済		厚生労働省
2	省令等	142 ふじのくに先端医療総合特区	責任者資格要件の緩和	薬事法施行規則第85条第3項第2号	専門の課程に「工学、情報学、生物学」を追加し、総括製造販売責任者の資格要件を拡大する。	①平成24年7月:専門家委員会 での意見聴取 平成24年8月:薬事法施行規 則等改正済 ②平成24年8月:通知発出済		厚生労働省
2	省令等	143 ふじのくに先端医療総合特区	責任者資格要件の緩和	薬事法施行規則第91条第3項第4号	①薬事法施行規則を改定し、専門の課程に「工学、情報学、生物学」を追加 し責任技術者の資格要件を拡大する。 ②責任技術者の資格要件である実務経験を一定の基準による都道府県の 行う講習により代替する旨、通知する。	①平成24年7月:専門家委員会 での意見聴取 平成24年8月:薬事法施行規 則等改正済 ②平成24年8月:通知発出済		厚生労働省
2	省令等	520 次世代エネルギー・モビリティ創造特区	70MPa水素スタンドに係る法整備	一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号、第 7条の3及び関係例示基準	平成24年11月26日付け経済産業省令第85号により、一般高圧ガス保安規 則等を改正し、70MPa水素スタンドに係る技術基準を制定した。また、平成 24年12月26日付け20121204商局第6号等により、一般高圧ガス保安規則等 の例示基準を改正し、70MPa水素スタンドに係る例示基準を制定した。			経済産業省
2	省令等	841 あわじ環境未来島特区	太陽光発電施設に係る電気主任技術者の選定要件の緩和	電気事業法施行規則第52条第2項	自家用電気工作物に関し、電気主任技術者の外部委託制度(不選任承認制度)を可能とする範囲を、1000kW未満から拡大するよう改正。	平成25年6月28日	平成25年3月19日開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会において、燃料電池発電所を除く発電設備について、電気主任技術者の不選任承認(外部委託)範囲を2.000kW未満に引き上げても、必要な保安水準は確保されるとの結論が得られたため、電気事業法施行規則等を改正した。平成25年6月28日公布・施行済.	
2	省令等	842 あわじ環境未来島特区	太陽光発電施設の系統連系に係る迅速な手続の明文化	電力系統利用協議会ルール	標準処理期間の短縮化等について、「系統情報の公表の考え方」(平成24年12月資源エネルギー庁)に盛り込むとともに、電力系統利用協議会ルール等へ反映。 集体的には、申請件数の大半を占める発電出力50kW未満の電源については新たに1ヶ月の標準処理期間を定めた。(発電出力50kW以上500kW未満の逆変換装置を用いた電源については、現行3ヶ月となっているものを2ヶ月に短縮。)			経済産業省
2	政令	839 あわじ環境未来島特区	太陽光発電施設整備における工場立地法上の規制緩和	工場立地法施行令第1条	太陽光発電施設について、工場立地法施行令を改正し、工場立地法の届出 対象外とするよう改正。	平成24年6月1日付施行済み		経済産業省
2	省令等	859 あわじ環境未来島特区	EVの充電器について、一の需要場所における複数の需給契約の可能化	電気事業法施行規則	電気事業法施行規則 附則第17条において、一定条件を満たした場合、電 気自動車専用急速充電設備について、一の需要場所とみなすよう改正。	平成24年3月23日付施行済み		経済産業省
1	省令等	41 ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビ ナート総合特区	ガス事業法の特定供給要件の緩和	ガス事業法施行規則第4条	総合特区認定後に、当該特区内の事業者が余剰ガス(オフガス、水素)の融通を行う場合は、当該事業者間は密接関連性を有するものとみなすこととする。	平成24年9月7日付施行済み		経済産業省
1	省令等	53-2 ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	道路法の特定経路における車両の重量規制の緩和	道路運送車両法第40条 道路運送車両の保安基準第4条	総合特区認定後に、当該特区内で使用する車両に対する分割可能貨物基準緩和車両総重量を特例として取り扱うこと。	平成25年3月28日付け通達に より措置済		国土交通省
1	省令等	54 ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	道路運送車両法の特定経路における臨時ナンバープレート の取り付け免除	道路運送車両法施行規則26条の5	回送運行を行う経路及び後面の回送運行許可番号標を表示しない場合の 代替措置等を実施した場合にあっては、回送運行中、後面の回送運行許可 番号標の表示を省略することができることとする。	平成25年3月29日付け省令改 正により措置済		国土交通省
2	省令等	55 ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の 利用基準の緩和	関税法第20条、関税法基本通達20-5	関税法基本通達20-5を改正し、積荷の準備等の都合により入港しようとする開港に近接する不開港においてバース待ちをする必要がある場合(当該開港の港域が狭隘であることにより当該不開港においてバース待ちをすることがやむを得ないと認められる場合に限る。)には、不開港出入の許可を不要とすることを明示する。	平成24年6月29日に基本通達 を改正		財務省
1	省令等	1081 かがわ医療福祉総合特区	身体障害者や要介護認定者でなくても、ドア・ツー・ドアの個別輸送を認める。市町村運営有償運送全般において、個人所有の車両での輸送も認める。	通達「市町村有償運送の登録に関する処理方針について」(平成18年国自旅第141号)		平成25年3月21日付け通達に より措置済		国土交通省

様式1

(2)検討中(改正時期調整中)

特区=1 全国=2	「法」「政令」 「省令等」の別		特区名	提案概要	法令等(各省訂正後)	改正の概要	スケジュール	備考	省庁
2	法	749	関西イノベーション国際戦略総合特区	外国人医師等の臨床修練制度の修練期間の延長	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律	〇正当な理由(医学部の大学院に在学中等)があると認められる範囲(最長2年間)で、許可の有効期間の延長を認める 〇受入病院の責任において、①外国の医師の能力水準、②適切な指導体制、③医療事故等が発生した際の賠償能力、を確保する仕組みに改めると ともに、厚生労働大臣が関与する手続・要件を簡素化する 〇受入病院と緊密な連携体制が確保されている病院・診療所における臨床 修練の実施を許容 等の改正を行う。	医療法等改正法案の一部として平成25年度中に法案を提出 予定	社会保障・税一体改革の一環として医療サービス提供体制の見直しの一部として、医療法等の改正と合わせて改正予定(現在、医療法等の改正については、関係者の意見調整中)	厚生労働省
2	省令等	126	柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区	3 災害時において、街区間電力融通を行うにあたり、特定供給 の供給先に関する規制緩和	電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係 る審査基準等	現行の電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(審査 基準)においては、特定供給の許可を行うに当たり、組合を設立することが 要件の1つとされており、組合の構成員が原則として金銭による出資を行う ことを求めているところ、この要件を緩和し、組合の構成員による出資の有 無にかかわらず許可を行うことができるようにするよう改正。	現在パブコメ実施中、平成25年 度早期に実施予定		経済産業省
1	省令等	127	柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都 市経営」特区	リハビリテーション事業所における地域の包括的疾病予防・ 介護予防拠点の創設	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36 号)第12条、第22条の12等	病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定 (介護予防)通所リハビリテーションを適切に行うとその所在地の指定地方公 共団体の長が認めるものであれば、指定(介護予防)通所リハビリテーション 事業所の開設許可を緩和する。	未定	サービスの質や安全性の担保のため の方策について、自治体と意見交換を 行い、検討しているところであるため。	厚生労働省
2	法	134	ふじのくに先端医療総合特区	外国人医療資格者の業務従事に関する特例	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17 条等の特例等に関する法律	〇正当な理由(医学部の大学院に在学中等)があると認められる範囲(最長2年間)で、許可の有効期間の延長を認める 〇受入病院の責任において、①外国の医師の能力水準、②適切な指導体制、③医療事故等が発生した際の賠償能力、を確保する仕組みに改めるとともに、厚生労働大臣が関与する手続・要件を簡素化する 〇受入病院と緊密な連携体制が確保されている病院・診療所における臨床修練の実施を許容等の改正を行う。	医療法等改正法案の一部とし て平成25年度中に法案を提出 予定	社会保障・税一体改革の一環として医療サービス提供体制の見直しの一部として、医療法等の改正と合わせて改正予定(現在、医療法等の改正については、関係者の意見調整中)	厚生労働省
2	法	138	ふじのくに先端医療総合特区	ソフトウエア単独での製造販売承認を認める特例	薬事法第2条等	厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会の報告書(平成24年1月24日)、政府全体として策定される「医療イノベーション5か年戦略」や「日本再生戦略」、民主党医療・介護WTの下に設置された薬事法小委員会において議論預いている内容等を踏まえ、単体ソフトウェアのリスクに応じた適切な取扱いを規定する。	平成25年5月に薬事法改正法 案を通常国会に提出	医療用ソフトウェア等を医療機器として 位置付けること等を内容とする薬事法 改正法案を平成25年通常国会に提出 したところである。	厚生労働省
2	省令等	140	ふじのくに先端医療総合特区	医療機器の認証範囲の拡大	薬事法第23条の2	医療機器の新たな認証基準を策定するもの。 なお、新たな認証基準の策定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に設置されている医療機器承認基準等審議委員会に諮った上で、薬事・食品衛生審議会医療機器・体外診断薬部会に報告の上、パブリックコメント等所要の手続きを経た上で認証基準として告示される。	平成24年度は、認証基準を新たに2基準策定し、10品目(一般的名称数)が認証品目に移行した。これまでに、824の認証基準を策定(1365品目(一般的名称数))している。		厚生労働省
2	省令等	514	次世代エネルギー・モビリティ創造特区	住宅敷地内におけるPLC(Power Line Communications)屋外通信の規制緩和と高速通信方法のガイドライン制定	電波法施行規則第44条、無線設備規則第59 条等	広帯域PLCの屋外利用に必要な環境整備を図るため、電波法施行規則第44条、無線設備規則第59条他、関連条文を改正し、屋外広帯域PLC設備に関する技術基準等を定める。	平成25年8月	電波法施行規則及び無線設備規則等 の改正案について、電波監理審議会か ら答申を得たところ。 現在、答申を踏まえ施行手続中。	総務省